

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人山陽学園
②設置大学名称	山陽学園大学・山陽学園短期大学
③担当部署	IR推進室 企画部
④問合せ先	086-901-0537
⑤点検結果の確定日	令和7年9月24日
⑥点検結果の公表日	令和7年9月25日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.sanyogakuen.net/disclosure/college/governance_code
⑧本協会による公表	<input checked="" type="radio"/> 承諾する <input type="radio"/> 否認する

【備考欄】

--

様式 I**I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果**

基本原則・原則	遵守状況
基本原則1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則2－2 多様性への対応	○
基本原則3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神等の基本理念及び教育目的をホームページに掲載し、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示している。
実施項目 1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学生等に対して入学から卒業に至るまでの学びの道筋を明確に示すとともに、自己点検・評価結果に基づき、教育の質の向上、学修環境・内容の整備・充実に努めている。
実施項目 1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長の責務（役割及び職務範囲）、学長の補佐体制（副学長・学長補佐・学部長の役割）及び教授会の役割（学長と教授会の関係）等、教学組織の権限と役割を明確にしている。
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	教員と職員等が、適切に分担・協力・連携を行うことを可能とする体制を確保し、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に努めている。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	ファカルティ・ディベロップメント（FD）、スタッフ・ディベロップメント（SD）に係る基本方針・年次計画を策定し、教職員の資質向上に向けた研修を実施している。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	策定の趣旨や計画の期間を明確にしたうえで、具体的な取り組みを記載し数値目標を設けた中期計画を策定している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画をもとに、年度計画及び部門ごとの個別計画を策定し、PDCAサイクルによる管理を行っている。

原則 2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2-1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づく人材育成とともに、地域の多様な社会人の受入れなど、社会の要請に応じた学びの機会を提供している。
実施項目 2-1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	本学における教育研究の成果を社会に還元するべく、産官学連携事業をとおして、社会・地域課題の解決に向けた取組みなど、「知の拠点」としての大学の役割を果たすよう努めている。

原則 2-2 多様性への対応

実施項目 2-2①	説明
多様性を受容する体制の充実	性別、年齢、障害、国籍等、多様な背景を持つ学生、教職員等を受け入れる学内環境・体制の整備・充実に努めている。人権侵害の防止及び排除のための方策の推進や人権侵害に起因する問題への対応を行っている。
実施項目 2-2②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、役員や評議員等への女性登用に配慮している。

原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会の役割及び理事の職務等を明確にするとともに評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるように、新任・外部を含む理事に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努めている。

原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の独立性を確保する観点を重視し、選任基準及び資格を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保している。
実施項目3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査の基準・計画を策定するとともに、監事及び監査室等の連携体制を確立し、監査計画・結果等について、情報共有・意見交換を行っている。
実施項目3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が十分な監査ができるように、監事業務を支援するための情報提供・研修機会の充実に努めている。

原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の属性に応じた評議員会構成上の上限割合の考え方を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保している。
実施項目3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集や議決事項を明確にするとともに、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。
実施項目3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に必要なとされる識見を習得できるように、新任・外部を含む評議員に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努めている。

原則3-4 危機管理体制の確立

実施項目3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	事象に応じた危機管理マニュアルを整備し、学内において広く浸透させている。
実施項目3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	法令、寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的に取り組むとともに、違反又はそのおそれがある行為に関する内部通報窓口の設置など、内部通報体制を整備している。

原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目4-1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	情報を公開する対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、情報公開を推進している。
実施項目4-1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	用語解説や分かりやすい説明を付すなど、説明方法を常に工夫し、幅広いステークホルダーの理解促進に努めている。

II-II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明